

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。島根県内では、森林環境譲与税を間伐等の森林整備や路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、市町村等の推進体制の強化に活用しており、行政と民間が一体となって取り組んでいる「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大により、林業の振興と森林保全の両立を図るべく取組を推進している。令和4、5年度の予算額は当年度譲与額を上回る額が計上されており、今後も森林の多い当県の市町村が必要な森林整備等を一層推進するためには、さらなる財源が必要となっている。森林整備及び森林資源の活用にあたっては、人工林に隣接する天然林も一体的に整備・活用を図っており、私有林人工林に限らず天然林も含めた財源の確保を必要としている。今後も、山村地域の活性化のため、また必要な森林整備等を推進していくためには、今の譲与基準のままでは十分対応できない状況である。以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

- 1 森林の整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林の多い地域への配分割合を高める見直しを行うこと。
- 2 人工林に隣接する天然林の森林整備及び森林資源の活用を推進するため、私有林人工林面積とされている算定基準に私有林天然林面積を含めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月28日

島根県議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、急激な少子高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

また、現実に地域公共サービスを担う人員が不足し、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、財源の確保がなされるよう次の項目について実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持確保、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費を含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後も引き続きワクチン接種体制を確保できる体制整備はもちろん、全体的な保健所体制の充実・機能強化のための財源措置、更に地方単独事業分を含めた十分な社会保障経費の拡充や、地域経済の活性化の着実な実施を図るための十分な財源措置を講じること。
- 3 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。
- 4 森林環境譲与税の譲与基準については、森林資源の多い地方自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 5 地方税の偏在是正にむけ、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るなど、抜本的な対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、地方自治体の財政需要に応じて、地方交付税の法定率を引き上げることにより確保すべきであり、臨時財政対策債に過度な依存をしないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年7月6日

島根県議会

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、1歳6か月児、3歳児における乳幼児歯科保健制度に基づく健診、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科保健制度に基づく健診が行われ、この年代の全ての国民が歯科健診を受診している。一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低いものとなっている。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に限られている。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。こうした中、国においては、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれた。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、次の事項につき措置されるよう強く要望する。以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けて「歯科口腔保健推進法」の改正を含め、必要な法整備を行うこと
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年7月6日

島根県議会